

先行調査（住民説明会説明）項目（案）

平成14年7月1日

- 1 財産・負債
- 2 上水道
- 3 交付手数料・証明料
- 4 施設等使用料
- 5 保育料
- 6 幼稚園使用料
- 7 給食
- 8 通学区域
- 9 介護保険料
- 10 国民健康保険
- 11 補助金

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 協議資料(例)

協 定 項 目	使用料・手数料の取り扱い	関 係 項 目	・幼稚園使用料
協 議 の 内 容			

[幼稚園使用料]

市町村名	構 成 市 町 村 の 現 況										
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
月額 (年額)	5,500円 (66,000円)	5,200円 (62,400円)	5,200円 (62,400円)	5,500円 (66,000円)	5,800円 (69,600円)	5,500円 (66,000円)	5,500円 (66,000円)	5,500円 (66,000円)	5,000円 (60,000円)	5,500円 (66,000円)	5,500円 (66,000円)
減免	所得割非課税世帯 年20,000円減免	所得割非課税世帯 年62,400円減免 所得割課税額5,000 円以下世帯 年41,600円減免 所得割課税額5,000 超え10,000円以下 年31,200円減免	所得割非課税世帯 年20,000円減免 同時入園第2子 年25,000円減免 同時入園第3子 年30,000円減免	所得割非課税世帯 年20,000円減免	なし	所得割非課税世帯 年20,000円減免 同時入園第2子 年31,000円減免 同時入園第3子 年41,000円減免	所得割非課税世帯 年66,000円減免	所得割非課税世帯 年20,000円減免	所得割非課税世帯 年20,000円減免	所得割非課税世帯 年20,000円減免	所得割非課税世帯 年20,000円減免

* 協議会構成の11市町村で、減免を考慮せず、園児数に年使用料を掛けた場合の収入見込額 161,868,000円 (B) 14.5.1現在園児数2,487名

事例1 使用料を月額5,000円(年60,000円)とした場合 収入額は149,220,000円となり、 (B)より12,648,000円の減収	事例2 使用料を月額5,200円(年62,400円)とした場合 収入額は155,188,800円となり、 (B)より6,679,200円の減収	事例3 使用料を月額5,400円(年64,800円)とした場合 収入額は161,157,600円となり、 (B)より710,400円の減収
--	---	---

* 減免要件についても統一する必要があります。

格差是正やシステム統一等に対する国の財政措置

普通交付税措置(基準財政需要額への算入) 5年間で総額30億円

特別交付税措置(合併を機に行なう新たなまちづくりや公共料金及び公債費負担格差是正等についての支援) 3年間で総額12億円

全国事例 ()内は合併日

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会(周南市)(平成15年4月21日)

静岡市・清水市合併協議会(静岡市)(平成15年4月1日)

中球磨5か町村合併協議会(あさぎり市)(平成15年4月1日)

さぬき市(平成14年4月1日)

さいたま市(平成13年5月1日)

西東京市(平成13年1月21日)

篠山市(平成11年4月1日)

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 協議資料(例)

協 定 項 目	使用料・手数料の取り扱い	関 係 項 目	住民票交付手数料
協 議 の 内 容			

〔住民票交付手数料〕

構 成 市 町 村 の 現 況												協議経過
市町村名	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村	
手数料 (1件)	250円	200円	200円	300円								

* 協議会構成の11市町村での、13年度住民票交付手数料による収入合計額 46,947,050円 (A) 13年度交付件数186,292件

事例1 交付手数料を200円とした場合 収入額は37,258,400円となり、 (A)より9,688,650円の減収	事例2 交付手数料を250円とした場合 収入額は46,573,000円となり、 (A)より374,050円の減収
--	--

全国事例 ()内は合併日

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会(周南市)(平成15年4月21日)

静岡市・清水市合併協議会(静岡市)(平成15年4月1日)

中球磨5か町村合併協議会(あさぎり市)(平成15年4月1日)

さぬき市(平成14年4月1日)

さいたま市(平成13年5月1日)

西東京市(平成13年1月21日)

篠山市(平成11年4月1日)

市町村合併が行われるとき日程（予定）・手続

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会の設置

(任意合併協議会)平成14年2月13日

- ・事務事業現況調査による課題・相違点の洗い出し
- ・合併の基本事項を話し合い
- ・合併のメリット・デメリットに関する調査研究
- ・まちづくり基本構想の策定



住民説明会

平成14年10月～11月



関係市町村の議会の議決

平成14年12月～1月



すべての市町村YES

法定合併協議会の設置と協議

平成15年1月

- ・合併を行うことを含めて、合併に関するあらゆる事項を正式に話し合う組織です。
- ・合併する方向が決まったら、合併後の将来図とその実現方法を新市建設計画にまとめます。

合併の合意が得られたら



合併協議書の作成と調印

平成16年1月～2月



関係市町村の議会の議決

- ・合併協議書に沿って関係市町村の議会が議決します。
- 平成16年3月



合併申請書作成

関係市町村より提出
平成16年4月

知事への申請



県議会の
議決

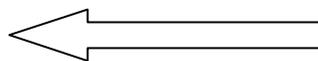
平成16年9月

総務大臣への
届出
平成16年10月

合併効力の発生

(新市の誕生)

平成17年1月



総務大臣の合併告示

平成16年12月

県知事

総務大臣

設置の届出
受理

市町村建
設計画の
協議回答

合併申請
書受理

協議
回答

届出の
受理

住民皆様へ
情報提供